

病児病後児保育の対象児童

☆病児病後児保育を利用できるお子さんは、次のとおりです。

ア 市内に住所を有し、保育所等に通所している児童が病気の回復期に至らない場合にあり、かつ、当面症状の急変が認められない場合又は病気の回復期にあり、かつ、集団保育が困難な期間にある場合で、保護者の勤務上の都合や傷病、精神的問題、事故、出産、冠婚葬祭など社会的に止むを得ない事由により家庭で保育を行うことが困難な児童。

なお、対象疾患は、感冒・消化不良症状等乳幼児が日常罹患する疾患や、インフルエンザ・水痘・風疹等の感染性疾患、喘息等の慢性疾患及び骨折等の外傷性疾患などとする。

イ 保育所等に通所している児童ではないが、アと同様の状況にある小学生以下の児童。

ウ 市内に住所を有する児童ではないが、ア又はイと同様の状況にあり、市長が特に必要と認められた小学生以下の児童。

利用までの手続き

この事業を利用したい方は、事前に登録が必要となります。「弘前市病児病後児保育利用登録申込書」によりお申し込みください。なお、郵送でも受け付けします。

☆用紙は、次の場所で配布しています。

弘前市こども家庭課保育係（本館1階 窓口A-104番）、
岩木総合支所民生課、相馬総合支所民生課、ひろさき子育て世代包括支援センター（ヒロコ3階）、
各病児・病後児保育室、市内各保育所、市内各認定こども園、市内各幼稚園、
弘前市健康増進課（弘前市保健センター内）、弘前市駅前こどもの広場（ヒロコ3階）

※ 市ホームページからもダウンロードできます。

☆登録申込先

弘前市こども家庭課保育係（本館1階 窓口A-104番） TEL0172-35-1131（直通）
岩木総合支所民生課、相馬総合支所民生課、ひろさき子育て世代包括支援センター（ヒロコ3階）

☆郵送の場合の送付先

〒036-8551 弘前市大字上白銀町1-1 弘前市役所 こども家庭課 保育係

※ 登録申込書には、お子さんの保険証番号が必要です。

来庁の方は忘れずにお持ちください。郵送の方は記入もれにご注意ください。

☆資格が認められた場合は、利用料及び登録有効期間を記載した「弘前市病児病後児保育利用資格認定登録通知書」と利用時に使用する「利用申込書」を送付します。

☆認定登録通知を受けた方は、病児病後児保育を利用することができます。

※ 登録内容に変更があった場合は、届け出が必要になります。住所の変更により利用料が変更となる場合がございますので、忘れずに届け出てください。

この事業を利用する時は、事前に電話予約のうえ、送付された「利用申込書」を施設へお持ちください。電話予約・キャンセルの方法は、施設によって異なりますので直接おたずねください。なお、キャンセルの場合は、他の利用希望者の妨げとならないよう、早めにご連絡ください。※無断キャンセルやキャンセルの連絡が遅れた場合、キャンセル料がかかる施設があります。

◎ 申込先および電話予約時間（定員となり次第、当日の受付は締め切ります。）

☆ 病児保育室（定員：「きりん」1日6名）

・「きりん」 TEL 0172-27-2292 月～金 午前7:30～午後6:00

※ 利用上の注意

- ・実施施設の医師が、病児保育が利用可能かどうか確認いたしますので、利用前にお子さんをかかりつけ医に受診させてください。（医師の判断により利用できない場合もあります。）
- ・実施施設の医師による診察及び処方も可能ですが、その場合の診察処方料は利用料には含まれません。
- ・かかりつけ医から処方されたお薬がある場合には、必ず「お薬の説明書」と一緒にご持参ください。

☆ 病後児保育室（定員：「さくらんぼ」1日6名、「みどり」1日10名）

・「さくらんぼ」 TEL 0172-82-3037 月～土 午前7:30～午後6:00

・「みどり」 TEL 0172-34-7511 月～土 午前7:00～午後8:00

※ 利用上の注意

- ・病後児保育室は、「病気の回復期」にあるお子さんを利用対象としております。利用前に必ずお子さんをかかりつけ医に受診させ、症状を実施施設に伝えてください。（施設の判断により利用できない場合もあります。）
- ・かかりつけ医から処方されたお薬がある場合には、必ず「お薬の説明書」と一緒にご持参ください。

◎ 利用当日に必要な物（持ち物には全て名前の記入をお願いいたします。）

- 利用申込書
- 母子健康手帳
- バスタオル（2枚）
- おしりふき
- 認印
- 通所児は連絡帳
- 食事用エプロン（2枚）
- 汚れ物用ビニール袋（適宜）
- 健康保険証（乳幼児医療券含む）
- 着替え（2～3着）
- 紙オムツ（持参※）
- 飲食物等（持参※）

※ 当日、飲食物・紙オムツを持参できない場合は、実費負担となります。

※ 詳しくは、各施設にご確認ください。

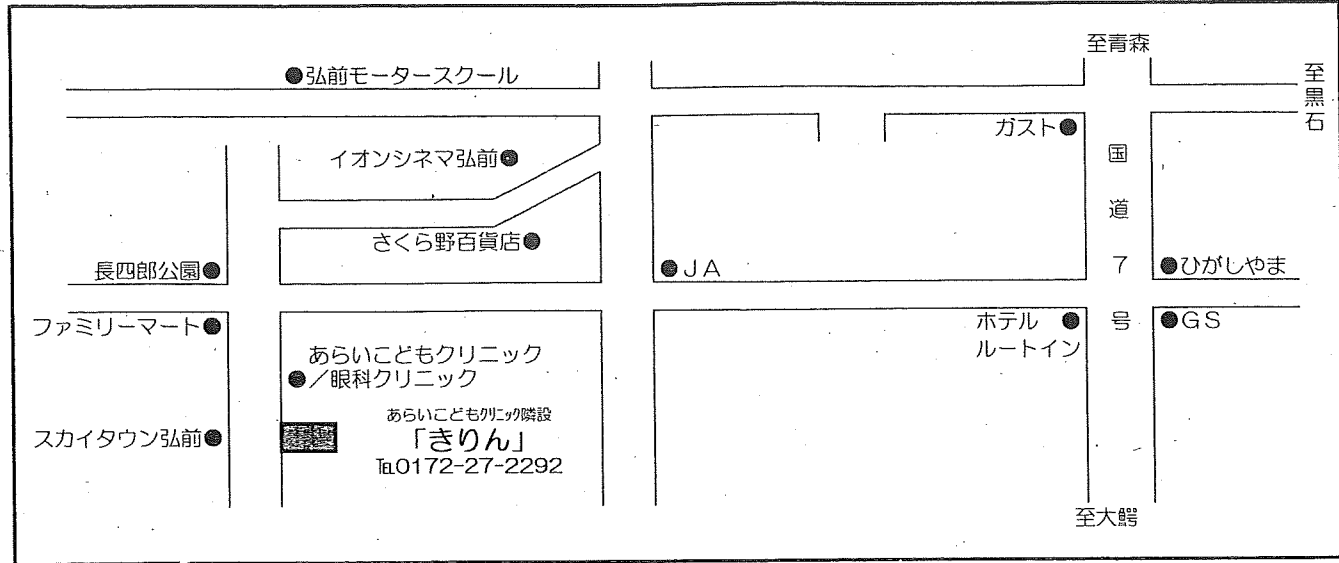
利用料

☆病児病後児保育の利用料は、次の表に掲げる各欄に定める額になりますので、実施施設にお支払いください。また、飲食物費等は別途負担となります。

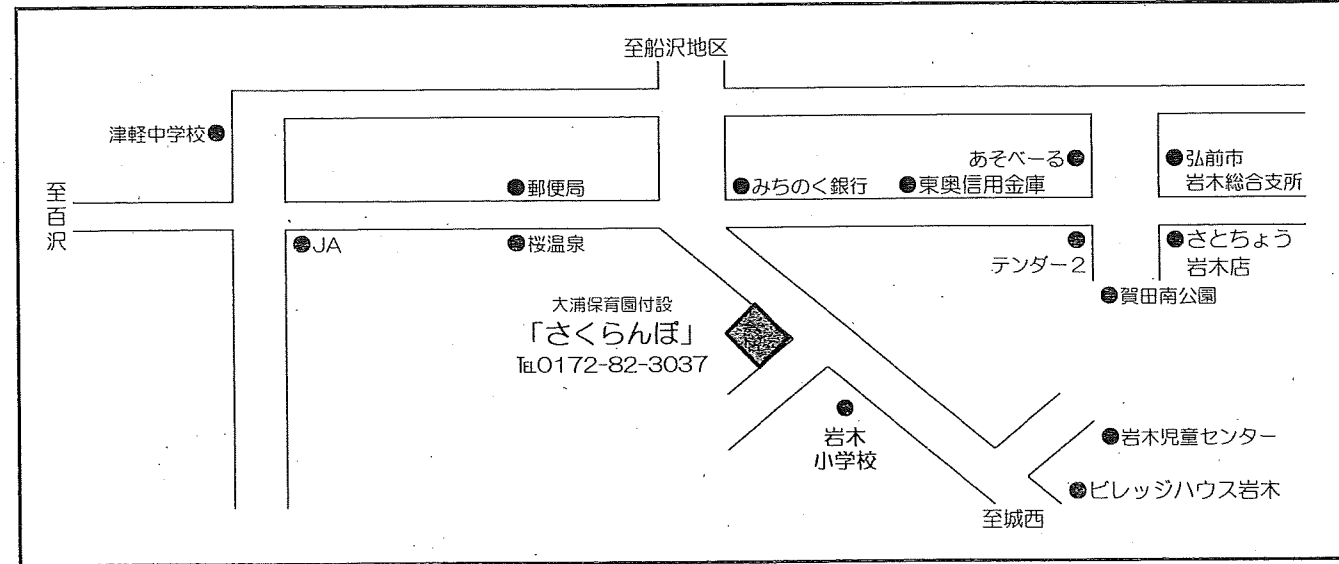
区分	利用料（日額）
① 弘前市内に住所を有する児童	1,000円
② 弘前市外に住所を有する児童	2,000円

◎ 弘前市病児病後児保育実施施設位置図

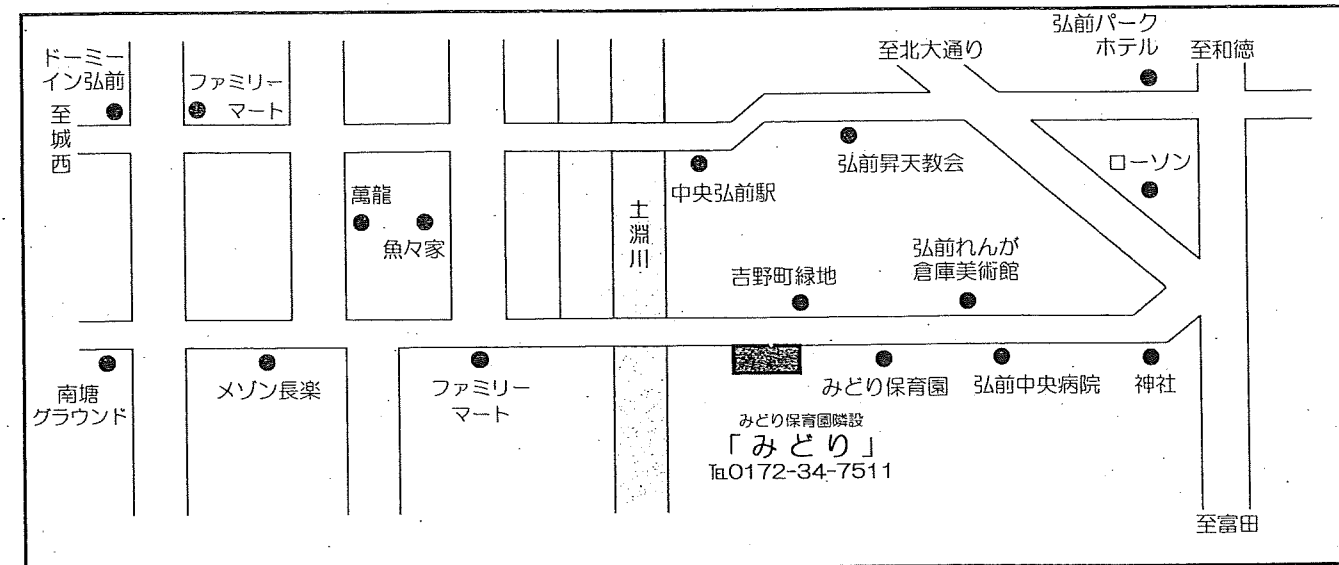
- ☆ 病児保育室（病気の「回復期に至らない場合」で、症状の急変が認められない場合利用可能）
 ・「きりん」 弘前市大字城東中央4丁目2-9（あらいこどもクリニック/眼科クリニック隣設）



- ☆ 病後児保育室（病気の「回復期」にあり、集団保育が困難な期間利用可能）
 ・「さくらんぼ」 弘前市大字賀田2丁目7-2（大浦保育園付設）



- ・「みどり」 弘前市大字吉野町3-3（みどり保育園隣設）



お問い合わせ先：弘前市健康こども部こども家庭課 保育係 ☎ 0172-35-1131（直通）

弘前市病児病後児保育利用のしおり

病児病後児保育について

病児病後児保育とは、お子さんが病気や病気回復期で安静を必要とする状態にあり、集団保育が困難で、かつ、保護者の方が仕事やその他のご事情で家庭で保育ができない場合に、一時的に保育する事業です。（※利用には市への事前登録が必要です。詳しくは中面の「利用までの手続き」をご覧ください。）

実施施設

- ◎ 病児保育室（病気の「回復期に至らない場合」で、症状の急変が認められない場合利用可能）
 ☆ 病児保育室「きりん」 弘前市大字城東中央4丁目2-9
 TEL 0172-27-2292 FAX 0172-27-0055
 （あらいこどもクリニック/眼科クリニックに隣設しています。）

- ◎ 病後児保育室（病気の「回復期」にあり、集団保育が困難な期間利用可能）
 ☆ 病後児保育室「さくらんぼ」 弘前市大字賀田2丁目7-2
 TEL 0172-82-3037 FAX 0172-82-4243
 （大浦保育園に付設されています。）

- ☆ 病後児保育室「みどり」 弘前市大字吉野町3-3
 TEL 0172-34-7511 FAX 0172-39-7503
 （みどり保育園に隣設しています。）

利用定員

- ☆ 病児保育室・・・予約順に、1日6名まで利用可能（きりん）
 ☆ 病後児保育室・・・予約順に、1日6名まで利用可能（さくらんぼ）
 予約順に、1日10名まで利用可能（みどり）

利用日時

- ◎ 病児保育室
 ☆「きりん」 月曜日～金曜日 午前8:00～午後6:00
 ※土・日・祝祭日及び12月30日～1月3日はお休みです。また、実施施設の都合によりお休みになる場合もあります。
- ◎ 病後児保育室
 ☆「さくらんぼ」、「みどり」 月曜日～土曜日 午前8:00～午後6:00
 ※日・祝祭日及び1月1日～3日はお休みです。また、実施施設の都合によりお休みになる場合もあります。

※上記3施設のほかに、自主事業として病児病後児保育を実施している施設があります。詳しい利用方法は、各施設にお問い合わせください。（市への事前登録は不要です。）

- ◎ 病児保育室（病気の「回復期に至らない場合」で、症状の急変が認められない場合利用可能）
 ☆ ら.ら.ら.保育園 病児保育棟 弘前市大字豊原1丁目5-28
 （ら.ら.ら.保育園 隣り） TEL 0172-33-7801
- ◎ 病後児保育室（病気の「回復期」にあり、集団保育が困難な期間利用可能）
 ☆ ニコニコ病後室 弘前市大字五代字山本595-16
 （ニコニコこども園 付設） TEL 0172-55-5250
- ☆ ら.ら.ら.保育園 病後児保育棟 弘前市大字豊原1丁目5-28
 （ら.ら.ら.保育園 隣り） TEL 0172-33-7801
- ☆ 次世代あかね保育園 病後児保育 弘前市大字茜町二丁目8-7
 （次世代あかね保育園 付設） TEL 0172-88-5602